

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士・弁理士

不正競争防止法2条1項3号(商品形態模倣)の 「商品」該当性、応用美術の著作物性をいずれも否定した事例

[東京地方裁判所 平成28年1月14日判決 平成27年(ワ)第7033号]

1. 事案の概要および争点

(1) 事案の概要

本件は、被告らによる被告商品の輸入販売行為が、原告加湿器についての著作権（譲渡権または二次的著作物の譲渡権）侵害、および商品形態模倣（不正競争防止法2条1項3号）に当たると主張して、加湿器の開発者である原告が、被告らの行為の差止めと損害賠償を請求した事案です。

なお、原告は、被告商品の販売開始以前に原告加湿器1および2を展示会に出展していましたが、原告が販売したのは原告加湿器3でした。

そのため、原告は、被告商品は展示会に出展された原告加湿器1および2の形態を模倣したものであると主張しました。

(2) 「商品」該当性

これに対し、被告らは、不正競争防止法における「商品」は市場において販売されるものでなければならず、原告加湿器1および2は展示会に出展された試作品であり、商品化のための具体的な開発については未着手であったから、同法2条1項3号にいう「商品」に当たらないと主張しました。

(3) 応用美術の著作物性

また、被告らは、原告加湿器1および2は、必要な機能を形にしたものによらず、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性は認められないから、著作物性は認められないなどと主張しました。

2. 裁判所の判断

(1) 「商品」該当性について

裁判所は、原告加湿器1および2は不正競争防止法2条1項3号の「商品」には該当しないとして、商品形態模倣の成立を否定しました（下線筆者）。

「……同号（筆者注：不正競争防止法

2条1項3号）が他人の『商品』の形態の模倣に係る不正競争を規定した趣旨は、市場において商品化するために資金、労力等を投下した当該他人を保護することにあると解される。そして、事業者間の公正な競争を確保するという同法の目的（1条参照）に照らせば、上記『商品』に当たるというためには、市場における流通の対象となる物（現に流通し、又は少なくとも流通の準備段階にある物）をいうと解するのが相当である」

「ア 原告加湿器1及び2は加湿器として開発されたものであり、使用するためには電源が必要になるところ、原告が平成23年11月及び平成24年6月



原告加湿器1



原告加湿器2



原告加湿器3

に展示会に出品した際には、いずれも加湿器の本体を外部電源に銅線で接続することにより電気の供給を受ける構成となっていた」

「イ 原告らは、平成24年7月、被告スタイリングライフの担当従業員から原告加湿器2の製品化について問合せを受けたのに対し、原告らと考える合致する製造業者が見つかっておらず、製品化の具体的な日程は決まっていな

い旨回答した」
「ウ 原告らは、平成27年1月5日頃、原告らのウェブサイトで原告加湿器3の販売を開始した。原告加湿器3は、加湿器本体とUSB端子がケーブルで接続され、これにより電気の供給を受ける構成となっている」

「上記事実関係によれば、原告加湿器1及び2は、上記各展示会の当時の構成では一般の家庭等において容易に使用し得ないものであって、開発途中の試作品というべきものであり、被告製品の輸入及び販売が開始された平成25年秋頃の時点でも、原告らにおいて原告加湿器1及び2のような形態の加湿器を製品化して販売する具体的な予定はなかったといえることができる。そうすると、原告加湿器1及び2は、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不正競争防止法2条1項3号にいう『商品』に当たらないと解すべきである」

「これに対し、原告らは、原告加湿器1及び2は展示会に出品された時点で形態が模倣可能な状態に置かれたから『商品』に当たる旨主張するが、以上に説示したところに照らし、これを採用することはできない」

(2) 応用美術の著作物性について

裁判所は、原告加湿器1および2は著作物に該当しないとして、著作権侵害の成立を否定しました(下線筆者)。

「……同法(筆者注：著作権法)2条1項1号は『著作物』とは『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう』旨、同条2項は『この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする』旨規定している。これらの規定に加え、同法が文化の発展に寄与することを目的とするものであること(1条)、工業上利用することのできる意匠については所定の要件の下で意匠法による保護を受けることができることに照らせば、純粋な美術ではなく、いわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。

これを本件についてみるに、……原告加湿器1及び2は、試験管様のスティック形状の加湿器であって、本体の円筒状部の下端に内部に水を取り込むための吸水口が、本体の上部に取り付けられたキャップの上端に噴霧口がそれぞれ取り付けられており、この吸水口から内部に取り込んだ水を蒸気にして噴霧口から噴出される構造となっていることが認められる。そして、以上の点で原告加湿器1及び2が従来の加湿器になり外観上の特徴を有しているとしても、これらは加湿器としての機能を実現するための構造と解されるのであって、そ

の実用的な機能を離れて見た場合には、原告加湿器1及び2は細長い試験管形状の構造物であるにとどまり、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできない。

したがって、原告加湿器1及び2は著作物に当たらないと解すべきである」

3. 考察

(1) 「商品」該当性について

本判決は、展示会に出展された試作品が不正競争防止法2条1項3号の「商品」に該当するか否かという従来あまり論じられてこなかった論点について判断したものとして意義があります。

本判決は同号の趣旨を、市場において商品化するために資金、労力等を投下した当該他人を保護するためであるとし、そのような趣旨からすれば、「商品」は、市場における流通の対象となる物でなければならないとしました。

そして、市場において流通の対象となる物とは、現に流通している物、または、少なくとも流通の準備段階にある物でなければならないと述べています。

保護の時的限界を画する「流通の準備段階」については、いかなる段階に至れば流通の準備段階に到達したといえるのかが問題となります。

この点、本判決は、原告が被告からの「製品化について問合せを受けたのに対し、原告らと考える合致する製造業者が見つかっておらず、製品化の具体的な日程は決まっていな

したがって、本判決は、流通の準備段階にあるといえるためには、特定の形態のものとして製品化することが決定され、製造業者が決定し、かつ、製品化の具体的な日程が決定しているといった程度に販売の具体的予定があることを要すると解しているものと思われます。

上記の程度にまで製品化して販売する具体的予定のない試作品を展示会に出展することも、実際にはしばしば起こり得ると考えられ、そのような展示品の模倣への対策が課題となります。

しかし、本判決の立場によれば、製品化して販売する具体的予定のないものについては、展示品の模倣に対して不正競争防止法2条1項3号による保護は受けられないこととなります。展示会に出品する試作品の模倣に対する実務的な対策としては、意匠権による保護を得るべく、事前に意匠出願することを検討すべきでしょう。

(2) 応用美術の著作物性について

従来の裁判例は、著作権法と意匠法のすみ分けという観点から、応用美術に著作物性が認められるためには、実用的な機能を離れてみた場合に、美的鑑賞の対象となり得るような（あるいは純粋美術と同視できるような）美的創作性が認められることを要するとして、美術の著作物一般に要求される創作性よりも高い創作性を要求してきました。しかし、このような解釈に対しては、著作権法と意匠法のすみ分けの必要性という論拠は説得性を欠くなどの批判もなされていました。

そして、最近になり、知財高判平成27年4月14日（TRIPP TRAPP事件

第二審）が、幼児用椅子の著作物性が争点となった事案において、「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり……、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである」と述べて、従来の裁判例のアプローチを否定したことから、応用美術の著作物性については、その後の裁判例の帰趨が注目されている状態にあります。

TRIPP TRAPP事件第二審判決以後のケースとしては、大阪地判平成27年9月24日（ピクトグラム事件）があります。

同判決は、地図や案内表示等に表示するという実用的目的のために、大阪城等の観光名所や施設等をデフォルメした図形であるピクトグラムの著作物が争点となった事案において、「その実用的目的から、客観的に存在する対象施設の外観に依拠した図柄となることは必然であり、その意味で、創作性の幅は限定されるものである。しかし、それぞれの施設の特徴を拾い上げどこを強調するのか、そのためにもど

の角度からみた施設を描くのか、また、どの程度、どのように簡略化して描くのか、どこにどのような色を配するか等の美的表現において、実用的機能を離れた創作性の幅は十分に認められる。このような図柄としての美的表現において制作者の思想、個性が表現された結果、それ自体が実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている場合には、その著作物性を肯定し得るものといえる」と判示しました。

この判決では、従来の裁判例と同様の判断基準を採用してはいるものの、従来の裁判例で言及されていた著作権法と意匠法のすみ分けという点には触れておらず、他方、創作性の幅が認められる余地があるか否かという観点から、個別のピクトグラムの著作物性を慎重に検討しています。

他方、本判決は、著作権法と意匠法のすみ分けの観点に言及したうえ、応用美術の著作物性について、実用的な機能を離れてみた場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていることを要求しており、従来の裁判例を踏襲した判断をしたものといえます。

応用美術の著作物性の判断基準に関しては、裁判例は流動的な状況にあり、今後の動向が引き続き注目される所です。

いくた てつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

東京大学法学部卒業。弁護士・弁理士・中小企業診断士。知的財産権、システム開発、M & A、情報法などに関する紛争、契約案件を得意とする。